

特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会

育児休業取得促進行動計画

従業員が子育てを両立させることができ、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日までの 2年間

2. 目 標

小学校入学前までの子を養育する社員の時差出勤の制度を導入する。

3. 取組内容・実施時期

① 制度導入

実施時期：令和4年4月～

② 社内回覧などによる社員への時差出勤制度の周知

実施時期：令和4年4月～

以上